

社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等（評議員、理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の役員等には、報酬を支給しない。

(規程の準用)

第3条 前条の規定は、本会の顧問、部会の委員及び委員会の委員について準用する。

(公表)

第4条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は評議員会の決議を経なければならない。

(委任)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月22日から施行する。